

上尾市告示第155号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる施設の公民館使用料（集会室兼体育室使用料に限る。）の収納の事務を、それぞれ同表の右欄に掲げる者に、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月22日

上尾市長 畠山 稔

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者の氏名
上尾市立上平公民館	上尾市泉台二丁目19番地31 太陽管財株式会社 上尾営業所 所長 井上 勢津子
上尾市立平方公民館	上尾市大字向山31番地10 株式会社オンロード 代表取締役 土肥 理一郎
上尾市立原市公民館	上尾市大字原市1073番地1 原市コーポK5 1-D 有限会社戸口工業 上尾営業所 所長 黒澤 秀行
上尾市立大石公民館	上尾市大字上野152番地4 株式会社エヌテックサービス 上尾営業所 所長 稲見 公之
上尾市立大谷公民館	上尾市愛宕一丁目16番13号 ルミエール上尾203 有限会社ニュークリーン 代表取締役 佐藤 勝義